$\mathcal{O}$ づ で き、 租 税 特 同 玉 土 条 別 第 交 措 通 置 八 項 大 法 臣  $\mathcal{O}$ 施 規 又 行 定 は 令 12 経 昭 ょ 済 り 産 和 業 三 告 + 大 示 臣 す が 年 る 財 政 務 令 大 第 臣 兀 とそ 十三 れぞ 号) れ 第 協 議 + 六 L 条 7 定  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ る + 金 八 額  $\mathcal{O}$ を 五. 第 次  $\mathcal{O}$ 七 ょ 項 う  $\mathcal{O}$ に 規 定 定 12  $\Diamond$ た 基

平成二十一年三月三十一日

経済産業大臣 二階 俊博

な 種 用 十 れ ぞ 平 費 別  $\mathcal{O}$ 租 及 用 額 税 れ 成 年 特 同 75  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 法 表 う 額 +地 律 别 と 第 ち 措  $\mathcal{O}$ 八 域 中 年 X L 置 7 + 欄 分 玉 法 同 土 玉 条 六 施 に 号) 定 建 交 土 第 行 交 + 令 8 通 築 通 項 る 省 第 第 物 告 額 第 工 大 兀 + に ネ 臣 + 示 号 六 第 が ル <del>---</del> 条 ギ 財 12 条 規 般 務  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 百 六 消 定 + 断 大 臣 熱 + + 費 す 九 ك 八 五. る 改 性  $\mathcal{O}$ 三 号) 協 修 能  $\mathcal{O}$ エ ネ 基 第 工 議 五. 事 準 第 別 L ル 等 等 7 ギ 表 項 兀 を 第 を 定 に 項 行 定 8 規  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 10 0 に  $\Diamond$ る 使 定 規 た 掲 定 る 金 用 す 家 げ 省 に る 額  $\mathcal{O}$ 屋 令 合 基 る は 理 づ  $\mathcal{O}$ 地 に 般 玉 次 き、 化 床 域 お 断 土 に 面 け  $\mathcal{O}$ 熱 交  $\mathcal{O}$ 積 区 る 表 資 改 租 通 分 算 す 修 税  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 大 合 上 る を 出 工 特 臣 計 方 欄 改 事 别 1 う。 法 修 等 措 及 に 金 び 等 掲 工 置  $\mathcal{O}$ 子 標 同 事 法 12 げ 表 に 係 る  $\mathcal{O}$ 準 応 工 標 昭  $\mathcal{O}$ 的 る 義 下 和 U 事 事 準 な 欄 そ 項 的 費  $\mathcal{O}$ 

熱 修 棟 る  $\mathcal{O}$ 12 工 部 で  $\mathcal{O}$ 要 改 事 あ 家 修 分 L 等 屋 た 工  $\mathcal{O}$ 0 に て、 費 う で 事 要 そ 等 用 ち L そ  $\mathcal{O}$ に に  $\mathcal{O}$ た  $\mathcal{O}$ 構 要 そ 額 費 家 造 L  $\mathcal{O}$  $\bigcirc$ 者 用 占 た 屋 上 区 費  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ う 分さ る 用 居 個 5 割 人  $\mathcal{O}$ 住 に が れ 合 額  $\mathcal{O}$ そ そ た を 用  $\mathcal{O}$ う 数 乗  $\mathcal{O}$ 以  $\mathcal{O}$ 5 者 個 じ 外 各 が 部 7 に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 当 負 計 分 部 用 担 を 分 算 該 に を す 区 L 居 供 る 分 独 た 住 す 費 立 所 金 る  $\mathcal{O}$ 用 用 部 有 L 額 す 7 に 分  $\mathcal{O}$ 当 割 る 住 供 が 合 場 居 す あ 該 を 合 そ る る 乗じ に  $\mathcal{O}$ 般 部 場 は 他 断 分 合 て 熱  $\mathcal{O}$ に に 計 当 用 改 係 は 算 該 途 修 る 当 当 金 に L 工 た 供 事 該 該 額 金 等 に することが 金 額 を 般 額 当 行 断 に、 該 熱 0 とす た 改 当 で 般 家 修 該 きる る。 断 屋 工 熱 般 が 事 改 ŧ 断 等

に

定

 $\Diamond$ 

る

割

合

を

乗じ

て 得

た

金

額

 $\widehat{\phantom{a}}$ 

般

断

熱

改

修

工事

等

を

行

0

た家

屋

 $\mathcal{O}$ 

当

該

般

断

熱改

修

工事

等

に

係

日	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
平成二十一年国土交通省告示第 床	《面積一平方メートルにつき	外気に接する窓(既存の窓の
三百七十九号(この号において   六	六千三百円	室内側に設置する既存の窓と
単に「告示」という。)第一項		一体となった窓を含む。この
第一号アに規定する窓の断熱性		欄において同じ。)のうち上
を高める工事及び同号イに規定		欄に掲げる工事を行ったもの
する窓の日射遮蔽性を高める工		の面積の合計を、外気に接す
事のうち、ガラスの交換(1か)		る全ての窓の面積の合計で除

ら8地域まで)	
告示第一項第一号アに規定する	床面積一平方メートルにつき
窓の断熱性を高める工事のうち	一万千三百円
、内窓の新設又は交換(1、2	
及び3地域)	
告示第一項第一号アに規定する	床面積一平方メートルにつき
窓の断熱性を高める工事のうち	八千百円
、内窓の新設(4、5、6及び	
7 地域)	
告示第一項第一号アに規定する	床面積一平方メートルにつき
窓の断熱性を高める工事のうち	一万九千円
、サッシ及びガラスの交換(1	

した割合

床面積一平方メートルにつき	告示第一項第一号オに規定する
	ら8地域まで)
一万九千四百円	壁の断熱性を高める工事(1か
 床面積一平方メートルにつき	告示第一項第一号エに規定する
	1から8地域まで)
二千七百円	天井等の断熱性を高める工事(
 床面積一平方メートルにつき	告示第一項第一号ウに規定する
床面積一平方メートルにつき	、2、3及び4地域) 告示第一項第一号アに規定する 窓の断熱性を高める工事のうち のが数でがあるで換(5 でのががあるで換(5

理 ギ 成  $\mathcal{O}$ 7 に 条 合 う 理 号 化 5 1 玉 規 種  $\mathcal{O}$ 租 設 12 使 12 + + 化 類 土 定 税 設 そ 用 規 交 す 備 五. に 九 特 定 る 設 備 合 年 応 通 別  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 者 す ľ 措 置 経 設 理 大 工 置 化 る 済 そ 臣 事 第 置 工  $\mathcal{O}$ 事 工 居 設 太 産 及 法 れ 以 事 ぞ 12 備 陽 業 U 項 施 住 要 設 熱 経 下 に 12 省  $\mathcal{O}$ れ 行 置 L 要 用 利 済 規 令 • 同  $\neg$ た 定 第 以 用 産 工 L 工 国 表 た 土 業 ネ す 費 冷 外 事  $\mathcal{O}$ 下 用 費 を 温 交 大 る +  $\mathcal{O}$ ル ギ 六 熱 用 用 欄 臣 \_\_  $\mathcal{O}$ 行 通 省 条 が 1 額  $\mathcal{O}$ に 0 装 に 般 告 供 た 置 定 財 が 額 使 断  $\mathcal{O}$ 占 に 用 熱 す 家 務  $\mathcal{O}$ 示  $\Diamond$ う る 第 大 合 8 改 + 屋 9 る 5 修 る 部  $\mathcal{O}$ 1 五. 額 臣 理 八 当 割 分 号 に کے 化 に 7 工  $\mathcal{O}$ 当 協 合 が 事 該 は 設 五 (該 集 備 第 を あ 工 工 議 等 ネ 熱 ネ 乗 居 る  $\mathcal{O}$ L 設 兀  $\mathcal{O}$ じ 場 器 号 標 7 置 住 ル ル 項 て 合 ギ ギ 定 淮  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に 工  $\mathcal{O}$ 事 計 用 に 面 お  $\Diamond$ 的 規 は 使 積 定 算 12 1 使 る な 供 用 لح 費 に L 7 用  $\mathcal{O}$ 金 す 当 合 合 単 合 額 基 た 1 用 計 う。 金 る 該 理 に 理 は づ  $\mathcal{O}$ 額 き、 部 額 化 化 金 設 を 告 設 次 分 額  $\mathcal{O}$ 当 乗 う  $\mathcal{O}$ に 備 示 備  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 租 当 じ 設 設 表 標 5 税 該 7 کے 特 該 当 置 置  $\mathcal{O}$ 準 工 得 該 ネ 工 1 上 的 工 工. 同 別 う。 た ネ 事 事 欄 ル 工 な 条 措 ギ ネ 金 に に 費 ル  $\mathcal{O}$ 第 置 ギ ル 係 額 筃 掲 用 + 法 第 げ 使 ギ る 所  $\mathcal{O}$ 項 第 用 第 使 部 数 る 額 工 兀 合 用 ネ لح + 使 分 項 工 묶 理 合 用 第 亚 事  $\mathcal{O}$ ル L

化設 費 は、 他 用  $\mathcal{O}$ 当 該 備設 0 用 割 途 合を乗じて計算した金額))とする。 金 に 置工事を行った家屋が一棟の家屋でその構 額 供することができるも に、 当該 エ ネ ル ギ ] 使  $\mathcal{O}$ 用 で 合理 あって、 化設 備 そ 0 設 置 家 造上区分された数個の部分を独立して住居その 工 屋 事  $\bigcirc$ に 個 要し 人 が た そ 費  $\mathcal{O}$ 用 各 部 のうちにその 分 を区 分所 有す 者が 負 る 担 場 合に する

工事の種類	単位当たりの金額
告示第一項第一号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設	集熱器一平方メートルにつき十五
置工事	万千六百円
告示第一項第二号に規定する太陽熱利用冷温熱装置の設	一件につき三十六万五千四百円
置工事	
告示第二項に規定する潜熱回収型給湯器の設置工事	一件につき四万九千七百円
告示第三項に規定するヒートポンプ式電気給湯器の設置	一件につき四十一万二千二百円
工事	
告示第四項に規定する燃料電池コージェネレーションシ	一件につき七十八万九千八百円
ステムの設置工事	
告示第五項に規定するエアコンディショナーの設置工事	一件につき八万八千六百円

発 が 設 設 大 に る に 分 加 L を 条 備 電 算 置 ŧ 要  $\mathcal{O}$ ル 併 臣 規  $\mathcal{O}$ 租 併 設 棟 設 う L を す が + 税  $\mathcal{O}$ L せ 定 た 置 た す 備 で ち せ る 7 財 特  $\mathcal{O}$ 1 九 家 る 設 費 工 に 7 太 行 務 别 あ 氽  $\mathcal{O}$ そ 三 措 置 屋 用 事 額 分 陽 う 大 工 0 7 に 電 電 場 臣 事 第 置 工 で  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ そ 事 者 لح 要 盤 لح 法 額  $\mathcal{O}$ 池 合 12 そ が す を  $\mathcal{O}$ L  $\mathcal{O}$ 出 干 に 協 以 項 施 要 た 交 構 占 る 力 ジ 議 下 に 行  $\mathcal{O}$ 居 は L 家 造  $\Diamond$ 費 換 を 規 令 住 ユ L 太 太 乗 定 第 た 用 す 7 屋 上 る  $\mathcal{O}$ 同 ľ 費 定  $\mathcal{O}$ 区 割  $\mathcal{O}$ 用 陽 る ル 表 陽 す 用 分 合 7 光 る + 個 額 光 工 8 以  $\mathcal{O}$ 得 亚 さ 外 事 下 る 六 を  $\mathcal{O}$ 発 発  $\mathcal{O}$ 人 う が れ 乗 う  $\mathcal{O}$ 電 を た 成 欄 金 電 般 条 ち そ じ 5 た 用 設 1 額 設 断 金 に  $\mathcal{O}$ に に う。 額 熱 数 7 十 定  $\mathcal{O}$ 12 置 は 備 当 そ 計 供 設 改 + 各 個 工  $\Diamond$  $\overline{\phantom{a}}$ 幹 す 事 年  $\mathcal{O}$ 部  $\mathcal{O}$ 算 該 る 几 置 修 八 者 経 費 十 分 部 居 線  $\mathcal{O}$ る を を 工 工 L 事 が を 分 た 住 部 行 併 増 済 用 事 五. \_ 負 区 を 金  $\mathcal{O}$ 分 0 せ 強 産 を 万 等 第 業 担 独 額 用 が 7 五. لح 兀 分 た 工 加  $\mathcal{O}$ 行 千 標 す 事 算 所 立 に あ 家 省 項 11 当 う。 供 告 る る 屋 う L 五. 進  $\mathcal{O}$ 有 す 費 7 該 す 場  $\mathcal{O}$ 場 単 た 百 的 規 示 る 合 当 合 第 用 る 住 太 相 額 円 な 定 場 費 六 居 陽 部 12 該 に 12  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 合 線 + 標 基 割 そ 光 分 は 太 は に 次 用 合  $\mathcal{O}$ 陽 式 八 当 潍 づ に  $\mathcal{O}$ 発  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 当 当 当 号 を は 電  $\mathcal{O}$ 該 表 的 他 光 額 き 引 に 設 該 該 該 乗  $\mathcal{O}$ 発 太  $\mathcal{O}$ な  $\mathcal{O}$ 当 U 用 備 太 金 電 金 込 規 陽 上 費 う 租 て 陽 設 線 定 光 欄 該 途 設 額 額 用 ち 税 計 光 12 を 置 す に 特 金 に に 備 発  $\mathcal{O}$ 設 + 単 算 額 供 工 発 る 電 掲 額 同 別 に す 事 電 太 げ L 当 置 万 相 設 と 条 措 た 六 三 を 設 該 陽 第 る 工. 備 る 置 し 当 線 千 金 備 事 電 設 種 7 十 法 行 太 لح 額 該 0 設 陽 に 八 式 池 置 類 経 項 第 太 第 が 置 光 係 済 た 百 に 干 工  $\mathcal{O}$ 兀 لح 陽 で 家 発 円 増 ジ 事 工  $\equiv$ + Т. る 産 す 光 電 業 묶 き 屋 事 部 を 強 で 事 ユ

	等 29-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1
二万七千八百円	積雪対策工事(太陽光発電設備設置工事で設置する設備
	いう。)
	を設置する部分を掘削して行う基礎工事及び防水工事を
	電設備設置工事をする場合に、当該陸屋根に架台の基礎
五万五千五百円	陸屋根防水基礎工事(陸屋根の家屋の屋根面に太陽光発
	るために必要となる足場を組み立てる工事をいう。)
	電設備設置工事で設置する設備及び工具の落下を防止す
	陽光発電設備設置工事に従事する者並びに当該太陽光発
	屋根面に太陽光発電設備設置工事をする場合に、当該太
三万七千六百円	安全対策工事(急勾配の屋根面又は三階建以上の家屋の
費用	工事の種類

12 対 す る 塩 害を 防 止 す う る た  $\Diamond$ に 必 要とな る 防 錆 工 事 を 1

う。

附 則 平 成二 + 年 経 済 産 業 省 玉 土 交 通 省 告 示 第 几 号)

 $\mathcal{O}$ 告 示 は 平 成二 + 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

附

則

平

成二

+

五.

年

経

済

産

業

省

玉

土

交

通

省

告

示

第

兀

号)

1 ح  $\mathcal{O}$ 告 示 は 平 成 + 六 年 几 月 日 か 5 施 行 す る。 た だ L 第 号 中 工 事  $\mathcal{O}$ 種 别 及 び 地 域  $\mathcal{O}$ 区

分 を 工 事  $\mathcal{O}$ 種 别 及 び 地 域 区 分 に、 住 宅 に 係 る エ ネ ル ギ  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化 12 関 す る 建 築 主

等 及 び 特 定 建 築 物  $\mathcal{O}$ 所 有 者  $\mathcal{O}$ 判 断  $\mathcal{O}$ 基 潍 平 成 + 八 年 国 経 土 済 交産 通業 省省 告 示 第  $\equiv$ 号) 別 表 第 1 に 撂 げ る 地

域  $\mathcal{O}$ 区 分 を 11 う。 \_ を 工 ネ ル ギ  $\mathcal{O}$ 使 用  $\mathcal{O}$ 合 理 化 に 関 す る 建 築 主 等 及 U 特 定 建 築 物 平 成 +

五. 年 国経 土済 交産 通業 省省 告 示 第 <del>\_\_</del> 号) 别 表 第 4 に 掲 げ る 地 域 区 分 を 1 う 0 に 改  $\Diamond$ る 部 分 及 U 第 号 表 中

地 域  $\mathcal{O}$ 区 分 を 地 域 区 分 に IV V 及 び VI 地 域 を 1 か 5 8 地 域 ま で \_ に、  $\neg$ Ī 及 び  $\prod$ 

 $\Pi$ 地 域 及 \_ び を  $\prod$ 地 域 1 を 2 及 び 1 3 2 地 域 3 及 に U 4  $\coprod$ 地 域 IV に、 及 び V IV 地 及 域 U V を 地 域 4 を 5 5 6 及 び 6 及 7 U 地 7 域 地 域」 に、 に、 Ι

Ι か 5 VI 地 域 ま で を 1 カン 5 8 地 域 ま で に 改 8) る部 分は、 平 成 二十五 年十月 日 カン . ら 施 行 する

2 定 前 正 居 す は 前 12 住 る 同  $\mathcal{O}$ 者 居 租 項 が 税  $\mathcal{O}$ 住 定 用 特 所 8  $\mathcal{O}$ 別 得 家 措 る 税 とこ 屋 置 法 法 等 当 ろ 第  $\mathcal{O}$ に 該 兀 ょ + 部 般 ŋ を そ 条 断 改 熱  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 正 者 + 改 す 修 九  $\mathcal{O}$ る 居  $\mathcal{O}$ 工 法 三 住 事 律 第二 等  $\mathcal{O}$ 用 に 平 係 項 12 成二十 供 る に L 部 規 定 た 分 五. す に 場 年 合 限 る 法 に る 律 般 0 第 V 断 五. 7 を 熱 号) 平 は 改 成 修 第 <u>二</u> 十 改 工 八 事 正 条 六 等 前  $\mathcal{O}$ 年 を  $\mathcal{O}$ 規 兀 L 定 た  $\mathcal{O}$ 月 に 告 同 ょ 示 項 日 る に  $\mathcal{O}$ 改 規 規

附 則 平 成 + 八 年 経 済 産 業 省 玉 土 交 通 省 <u>告</u> 示 第三

定

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

る。

 $\mathcal{O}$ 告 示 は 平 成 + 八 年 兀 月 <del>---</del> 日 か 5 施 行 す る

附 則 平 成 + 九 年 経 済 産 業 省 玉 土 交 通 省 告 示 第 五. 号)

1 ک  $\mathcal{O}$ 告 示 は 亚 成 + 九 年 兀 月 日 カン 5 施 行 す る。

2 ろ 和 屋 に  $\equiv$ 個 当 ょ + 人 該 n が そ 所 年 般 得  $\mathcal{O}$ 法 者 断 律 税 熱 法 第  $\mathcal{O}$ 等 改 居 + 修  $\mathcal{O}$ 住 六 工  $\mathcal{O}$ 号) 用 事 部 等 を 12 供 を 第 改 L 兀 正 L す た た + 場 部 る \_\_\_ 合 分 条 等 に 12  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ + 法 0 限 律 1 九 る て  $\mathcal{O}$ 第 三 + は 第 を な 平 三 条 な 成 項  $\mathcal{O}$ に 規 従 + 規 定 前 定 に 九  $\mathcal{O}$ ょ す 例 年 る に る 兀 ょ 改 月 る。 般 正 前 日 断 熱 前  $\mathcal{O}$ 租 に 改 修 税 同 特 項 工 に 事 别 定 等 措 8 を 置 る 法 L た 家 昭

附 則 令 和 元 年 経 済 産 業 省 玉 土 交 通 省 告示 第二号)

1 ک  $\mathcal{O}$ 告 示 は 令 和 年 <del>\_\_\_</del> 月 <del>---</del> 日 か 5 施 行 す る

2 同 に 項 規 個  $\mathcal{O}$ 定 人 定 す が 8 る る 居 租 とこ 住 税 用 特 ろ 别  $\mathcal{O}$ に 家 措 ょ 屋 置 ŋ 法 当 そ 第 該 几  $\mathcal{O}$ 者 + 般  $\bigcirc$ 居 断 条 住 熱  $\mathcal{O}$ + 改  $\mathcal{O}$ 用 修 九 に  $\mathcal{O}$ 工  $\equiv$ 供 事 第 等 た に 三 場 係 項 合 る に に 部 規 0 分 定 す 1 12 る 7 限 る。 は 般 な 断 お を 熱 令 従 改 和 修 前  $\mathcal{O}$ 工 例 年 事 に 等 を ょ 月 る L た 日 前 同 に 項

附 則 令 和 兀 年 経 済 産 業 省 玉 土 交 通 省 告 示 第 号)

1

 $\sum_{}$ 

 $\mathcal{O}$ 

告

示

は

令

和

兀

年

兀

月

\_\_\_

日

カン

5

施

行

す

る

2 当 家 + 1 工 第 事 ح 屋 該 7 条 + 等 個 に 適  $\mathcal{O}$ 告 人 0 用 を  $\mathcal{O}$ 条 + し、  $\mathcal{O}$ 1 示 L 7 て 居  $\mathcal{O}$ 九 は 住 同 規 個  $\mathcal{O}$  $\equiv$ 定  $\mathcal{O}$ 条 当 個 人 12 が 用 第 該 第 人 三 ょ が に 居 る 当 供 項 住 項 改 該 当 に 用 に L た 規 正 個  $\mathcal{O}$ 規 該 場 家 定 個 定 前 人 合 す  $\mathcal{O}$ 屋 す  $\mathcal{O}$ 人 所 に る 租 を る  $\mathcal{O}$ 税 0 対 令 居 所 有 す 有 象 特 住 1 和 す 7 别 る 用 兀 般 措 は 所 年  $\mathcal{O}$ る 断 置 得 家 租 <del>---</del> 熱 税 法 な 税 月 屋 第 特 に お 改 法 築 従 修 兀 日 0 别 + 以 措 工 前 1  $\mathcal{O}$ 事 <del>\_\_</del> 7 置  $\mathcal{O}$ 後 等 条 法 例 部 12 同 に 当 を  $\mathcal{O}$ を 条 ょ + 改 第 昭 L 該 る て 和 九 正 個 三 す 項  $\mathcal{O}$ 人 十 二  $\equiv$ 当 る 12  $\mathcal{O}$ 第 居 規 該 法 年 居 律 住 定 住 項 す 法  $\mathcal{O}$ 令 律 用 に 用 る 第  $\mathcal{O}$ 規 に 対 和 定 象 家 兀 供 す す 十 屋 年 る 般 六 る を 法 号) 場 同 居 律 断 第 熱 日 住 合 第 前 用 改 兀 に 12 号 修 几  $\mathcal{O}$ 0

附 則 令 和 兀 年 経 済 産 業 省 玉 土 交 通 省 告 示 第 兀 号)

1 この告示は、令和五年一月一日から施行する。

2 に 個 規定する居 人が、 租 住 税 特 用  $\mathcal{O}$ 別 家屋 措置 を 法 令 第 和 兀 + 五. 年 条の 一月 + 日 前 九の三 12 同項の定めるところによりそ 第二項に規定する一 般 断 熱 改 0 修 者 工 事等  $\mathcal{O}$ 居 をし 住 に た 供 L 同 た 項

場合については、なお従前の例による。